

前回 (H29. 5. 14) 懇談会の振り返り

【前文及び第1章】

- ・なぜこの時期に制定するのかの意義の記述が必要ではないか。
→歴史的経過も踏まえ加筆するというこでよいか。

⇒歴史的な経緯や時代の要請による条例の必要性について、何らかの記述を行う。

(前文に追加するか、前文の前に説明書きのような形で書き加えるか、書く場所については検討する。)

【第2章】

- ・市民の「役割」は「責務」とするべきではないか。
→市民の具体的な義務・責務を特定することは難しいため、自治の主体としての心構えなどを「役割」とするという整理でよいか。

⇒自治基本条例は行政を縛るものであり、市民に対して「責務」という形で何らかの責任を課すことが必ずしも市民自治の推進にはつながらないと思われるので、「市民の役割」のままとする。

- ・市民の「権利」について項目として記載しなくてよいのか。
→項目として設けることはせず、他の項目それぞれの中に入れる、という整理でよいか。

⇒他の自治体では市民の責務（義務）に対する権利、ということで項目を設けているところもあるが、骨子案素案においては情報共有の項目における「知る権利」などそれぞれの項目の中に設けているため、特に項目として追加はしない。

- ・第1章で「事業者は分けて定義します」とあるが、事業者の役割、責務といった表現がないのではないか。
→条例案作成の際に検討する必要がある、ということよいか。

⇒事業者のことについて最終的に何を書くのかによって定義の書き方も変わるため、条例案作成の際に検討する。

【第3章】

- ・市民参加の対象事項・参加方法の関連性が分かりにくい。
→大原則として市民の市政参加への権利を保障し、参加の機会を整備しつつ、「対象事項」に関しては「参加方法」の事項を原則行う、という趣旨でよいか。
(上記の趣旨を踏まえたうえで、例えば対象事項と市民参加の方法の記載の順序を変えたり、趣旨・説明に加筆したりする必要があるか。)

⇒誤解のないよう、分かりやすい表現とする。

- ・住民投票について、①投票権者に外国人を含むべきか否か ②結果の公表は行うべきか否か ③成立要件について
→「別に条例で定める」でよいか。

⇒これらは懇談会で時間をかけて議論を行った結果、委員の中で意見が分かれた点であり、議会においても議論が行われることが予想されるため、条例案の段階で検討することとし、骨子案の中では結論付けない。

- ・住民投票の対象事項について、骨子案素案では①廃置分合と境界変更と②それ以外として、①以外については条件をつけないこととしている。

→素案の考え方でよいか。

⇒例えば国や都の権限に属するような案件であっても、市として国や都に意見を表明するにあたり、民意を示すための住民投票があってもよいという考え方に基づき、素案のままとし、条件は付けない。

【第4章】

- ・議会基本条例との整合性を図る。

【第5章】

- ・財政援助出資団体（団体及び当該団体の職員）にも本条例を準用すべきではないか
→情報共有についての議論の際、責任の主体として公共的な責任を負う事業者や市民団体等を含めるべきかは今後検討が必要としているので、条例案作成の際に検討する必要がある、ということによいか。

⇒財政援助出資団体に対して条例自体を直接準用することはできないが、市の責任として、この条例の趣旨に沿った指導監督をしていくことになる。

【第6章及び第7章】

- ・地方自治法などの法律に記載されている事項の整理
→骨子案素案P7の記載（この条例では地方自治法に規定されていない事項を中心に定める）を原則としつつ、市民及び職員の日ごろからの理解と意識の向上を促す事項や武蔵野市がこれまで重要視してきた事項については、条文に盛り込む、という整理によいか。

⇒基礎自治体を選択できる幅が増えてきた今、法律に規定されている事項に対して、武蔵野市としてどういった態度決定をするのかという視点で整理して書くことは必要であるため、現在の記述のままとする。

【第8章】

- ・章立て、条文として「平和」の事項が必要なのか。

⇒戦争の問題のみに限らず、「開かれたまちづくり」、「地域における平和」、という意味も含めて、現在の案の通り、章として設けることとする。

【その他】

- ・条例の見直し規定について、記載が必要か。

⇒項目として見直しに関する規定を追加することはしないが、「改正の際は、市民の意見を聞く機会をきちんと確保した上で、通常の改正手続を踏むことでよい」という議論をしたことについては、趣旨説明などで加筆する。

- ・子どもの権利に関する記述が必要か。

⇒「市民」の定義の中にはもちろん子どもも含まれているし、何歳であっても意見表明をしても差し支えないため、敢えて項目として追加はしない。